

家庭ごみの出し方 [真備]

令和5年7月から「スプレー缶」の出し方が変更となっています。

ごみステーションへ出せるごみ(朝8時までにごみステーションへ)

区分	出し方	対象品目	収集日
燃えるごみ (週2回)	真備地区ごみ袋	■真備地区ごみ袋(注1) (45ℓに入る大きさのもの) ◎生ごみ  十分に水を切ってください！ ◎プラスチック・ビニール類 発泡スチロール  ◎ゴム製品・革製品  ◎木くず  ホース・ロープなどの長尺物は細かくして出してください。 木・竹は直径4cm以内、長さ40cm以下にしてください。	毎週 ● 曜日
		■真備地区ごみ袋(注1) (45ℓに入る大きさのもの) ◎金属類(金物類)  ◎和裁ばさみ、金づち、出刃包丁などの硬い金属類は自己搬入ごみです。 ◎陶磁器類  ◎ガラス類 	毎月第2 曜日
燃えないごみ (月1回)	真備地区ごみ袋(注1) (45ℓまたは20ℓ)に入れて出す	このマークがついているものだけを出してください  ① キャップとラベルをとる ② 中を水洗いする ③ つぶす 	毎月第1 曜日
		種類別に透明または半透明のごみ袋に入れて出す (真備地区ごみ袋でも可)  白色トレイは軽く水洗いして出してください。色つきのもの、カップ麺、弁当の容器は燃えるごみ。	毎月第4 曜日
		(古布になるもの) 上着、中着、下着、帽子、手袋等の衣類、タオル、毛布などの布製品 (古布として収集できないもの(燃えるごみ)) カーテン、じゅうたん、ストッキング、布団、座布団、ぬいぐるみ、レース製品、汚れがひどいもの 	
		 水洗いする(異物は取り除く)	毎月第3 曜日
		①新聞・広告、ダンボール、紙パックはヒモでしばって出す ②雑誌・雑がみはヒモでしばるか、紙袋に入れて出す ③シュレッダーくずは透明または半透明のごみ袋に入れて出す (真備地区ごみ袋でも可) 	
		①びんは色別に分けて所定のコンテナに入れる ②蛍光管は購入時の箱に入れるか、新聞等に包み、割れたものは丈夫な袋に入れる 	
		中身を使い切り、穴を開けずにキャップ等はずして、所定のコンテナに入れる 	
所定の収集箱に入れる ボタン電池は絶縁のため、テープを貼って出す 充電式電池を含む 			

注1: 他の市販ごみ袋(無色または半透明で45ℓまでのもの)も使用可。

区分

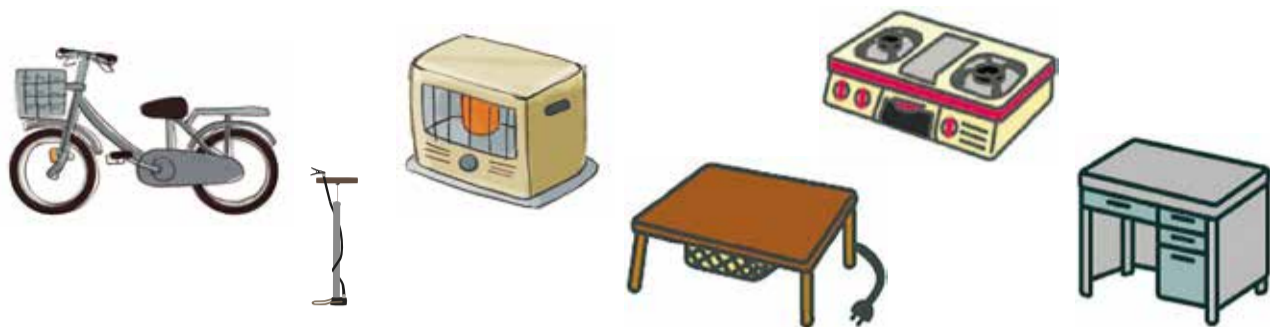
対象品目

粗大ごみ
・
多量ごみ

(吉備路クリーンセンターへの持ち込み)

■対象品目

- ◎真備地区ごみ袋(注1)(45ℓ)に入らない大きさのもの(特定家電品を除く)
- ◎真備地区ごみ袋(注1)に入る大きさのものでアイロン・金づち・和裁ばさみ等材質の特別硬いもの
- ◎ガスコンロ・石油ストーブ・ガスストーブ・ガス湯沸かし器・石油ファンヒーター・掃除機・扇風機・ホットプレート・換気扇・音響機器・電子レンジ・ベッド・ソファ・布団・じゅうたん・木製机・ドラム缶・その他家電製品等
- ★布団・じゅうたん・木製机は切断して真備地区ごみ袋(注1)に入れば「燃えるごみ」に出せます。
- ★吉備路クリーンセンターへ粗大ごみ(事業系を除く)を自己搬入する場合、手数料は市が負担いたしますので、住所の確認できるもの(免許証・健康保険証等)を搬入時に提示してください。



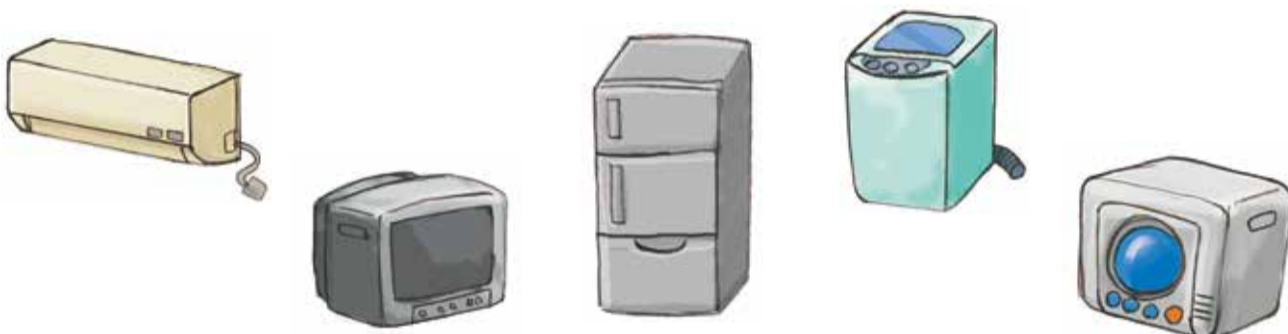
- ★買い替えの場合は、なるべく販売店に引き取りを依頼してください。
- ★家庭ごみ(粗大ごみ以外)を自己搬入した場合、手数料が必要です。

自己搬入ごみ

特定
家電品

■対象品目

- ◎エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・衣類乾燥機



- ★①家電量販店へ引き取り依頼をするか、②吉備路クリーンセンターへ自己搬入してください。
- ②の場合、家電リサイクル券(下記参照)及び運搬手数料(1ヶにつき2,500円)が必要です。
- 家電リサイクル券は郵便局でお買い求めください。事前にメーカー、大きさ(テレビであればインチ数、冷蔵庫であれば容量)を御確認ください。
- ★特定家電品の吉備路クリーンセンターへの直接搬入日は毎月第4木曜日(午後4時まで)と翌日の金曜日(正午まで)です。

【家電リサイクル料金(税抜)の目安】※料金はメーカーによって異なる場合があります。
 エアコン/900円程度 テレビ/小1,700円・大2,700円程度
 冷蔵庫/小3,400円・大4,300円程度 洗濯機/2,300円程度

ブロック等

■対象品目

- ◎コンクリートブロック・コンクリート片・瓦・レンガ・スレート等



- ★自己搬入される場合は事前に申請が必要です。真備支所市民課環境係にお問い合わせください。
- ★土・石・砂・灰は収集・自己搬入などができません。自家処理をしてください。

販売店又は
専門業者へ
処理を依頼
するごみ

右記参照

■対象品目

- ◎塗料・バッテリー・消火器・ガスボンベ・農機具類・ピアノ・農薬・劇薬・火薬・オートバイ・注射器
自動車関係部品(オイル・タイヤ)など



- ★買い替え・処分の際は、販売店や専門業者に引き取りを依頼してください。

事業系
一般ごみ

- ★事業活動(事務所、商店、工場等)によって生じたごみは、自ら適正に処理することが義務づけられていますので、ゴミステーションへは出せません。
- ★燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみに分別し、吉備路クリーンセンターに直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託するなど、適正に処理をしてください。
- ★吉備路クリーンセンターへ直接持ち込む場合、ごみ袋は無色または半透明(真備地区ごみ袋でも可)のものを使用するなど、具体的な搬入の仕方については吉備路クリーンセンターの指示に従ってください。また、持ち込み時に手数料が必要です。

■ごみに関するお問い合わせ

真備支所市民課環境係 ☎698-1114

吉備路クリーンセンター ☎698-3774

自己搬入可能な日

平日及び祝日(振替休日含む) 午前9時～午後4時

土曜日(第1・3・5土曜に限る) 午前9時～午前11時

■し尿に関するお問い合わせ

有限会社中央クリーン ☎698-1960

収集地域日程の10日前に「白旗」を必ず掲示してください。

※掲示が見えにくい場合は事前に業者へ連絡をしてください。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます